

投資助言サービス・プライム会員利用約款

お客様は、園原夫婦株式会社（以下、「当社」といいます。）の投資助言サービス・プライム会員（以下、「本サービス」といいます。）を利用するにあたり、本投資助言サービス・プライム会員利用約款（以下、「本約款」といいます。）に同意することとします。

（サービスの目的）

第1条 お客様は、自己の投資資産の運用に関し、当社から有用な情報の供与を受けることを当社に申し入れ、当社は、国内株式を主とした有価証券等の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、お客様に助言を行います。

（サービス内容）

第2条 本サービスの内容は次のとおりです。

- ① 当社は、原則として毎月1回（90分程度）、オンラインでの面談にて、また必要に応じてメール等で、お客様が保有している（保有する予定も含む）金融商品（株式・債券・投資信託・為替）に関して、売買タイミングや資産の入れ替えに関する助言を行います。
- ② 当社は、お客様の財務状態や将来設計に合わせて、ライフプランや投資計画の考え方に関する助言を行います。
- ③ 当社は、随時、お客様からのメールでの質問を受け付けます。

2 第1項のサービスを提供する当社の担当者及び当社への連絡方法は、次のとおりとします。

- ① 分析等の業務を行う者及び助言の業務を行う者 園原 新矢
- ② 当社への連絡方法 電話番号 03-6808-0059
メールアドレス info@sonoharafufu.com

（秘密の保持）

第3条 当社は、本サービスに関連して知り得たお客様の財産状況その他の事情については、秘密を厳守するものとします。

2 お客様は、本サービスの内容を第三者に漏らし、又は当社の承諾なくして本サービスを第三者と共有してはならないものとします。

（費用及び支払方法）

第4条 本サービスの利用によりお客様が支払う費用及び支払方法は、以下のとおりとします。

但し、費用は当社が定める割引が適用される場合があります。

① 一括支払いの場合

お客様は、24万円（月会費8万円の3ヶ月分 税込）を、原則として、本サービス利用申し込み後1週間以内に、当社指定口座への銀行振込みにより支払うものとします。

なお、振込手数料はお客様の負担となります。

② 月払いの場合

お客様は、初月の月会費8万円（税込）を、原則として、本サービス利用申し込み後1週間以内に、当社指定口座への銀行振込みにより支払うものとし、次月以降の月会費8万円（税込）は、当社指定口座への銀行振込み、又は、口座振替により支払うものとします。

次月以降の月会費の銀行振込みは、本サービス利用開始日を基準日として（以下、「基準日」といいます。）、毎月の基準日前日から起算して7日前までに支払うものとします。

次月以降の口座振替は、当社からお客様に個別に送りますメールの案内に従って手続きを行うものとします。

なお、振込手数料はお客様の負担となります。

（運用の責任等）

第5条 投資資産の運用は、お客様の意思に基づき、お客様により行われるものであり、当社の助言はお客様を拘束するものではないものとします。

2 当社は、お客様の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又はお客様に対する特別の利益の提供は行わないものとします。

（サービス利用期間）

第6条 本サービスの利用開始日及び利用期間は、次のとおりとします。

- ① 利用開始日 本サービスに係る契約締結日以降で当社とお客様の協議により定める日
- ② 利用期間 利用開始日から3ヶ月間

（届出事項の変更）

第7条 お客様は、当社に届け出た、氏名、住所、その他の事項に変更があったときは、当社に対し、直ちに書面又は電磁的方法をもって、その旨の届出をするものとします。

（約款の変更）

第8条 本約款は、法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の必要が生じたときは改訂することが

できるものとします。

- 2 本約款の改訂がお客様の従来の権利を制限する、又はお客様に新たな義務を課すものであったときは、当社のホームページ上で通知するなど、当社の定める方法により通知するものとします。
- 3 本約款の変更に異議ある場合は、当社がその都度定める期日までに当社に申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客様はその変更に同意するものとして取り扱うものとします。

(サービスに係る契約の解約)

第9条 次の各号のいずれかに該当したとき、本サービスに係る契約は解約されるものとします。

- ① お客様が当社に対し、毎月の基準日前日から起算して6日前までに、書面又はメールにより解約の申し出をしたとき
- ② お客様が本約款の条項に違反し、当社が解約の通告をしたとき
- ③ お客様が本サービスを利用することが不相当であると当社が判断したとき
- ④ 第8条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき
- ⑤ 上記各号のほか、やむを得ない事由により、当社がお客様に解約の申し出をしたとき

2 前項により本サービスに係る契約が解約された場合、当該解約申出日より後に到来する基準日以降の月会費については、第4条に定める一括支払いの場合、当社はお客様に返金するものとし、第4条に定める月払いの場合、お客様は支払い義務を免れるものとし、支払済みであれば当社はお客様に返金するものとします。

3 本サービスに係る契約には、金融商品取引法の規定によるクーリング・オフが適用されます。

(反社会的勢力)

第10条 お客様及び当社は、自己が、反社会的勢力と認められる暴力団、暴力団員、総会屋その他の反社会的な団体との間で、社会的に非難されるべき、資金関係、取引関係、その他の関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても関係をもたないことを確約するものとします。

2 お客様及び当社は、他方当事者が前項に違反することが判明した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解約できるものとします。

3 お客様又は当社が、前項に基づき本契約を解約した場合は、他方当事者に損害が生じた場合においてもこれを賠償する責を負わないものとします。

(免責事項)

第11条 当社が提供した情報を利用した売買の結果は、すべてお客様に帰属し、お客様に損害が発生

することがあっても、当社はこれを賠償する責任を負わないものとします。

(誠実協議)

第12条 本約款に定めのない事項又は本約款に定めた事項に関して疑義が生じたときは、お客様と当社は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

(準拠法)

第13条 本約款は、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとします。

(合意管轄)

第14条 お客様と当社との間の本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

園原夫婦株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3206号